

通所リハビリテーションセンター清雅苑

運 営 規 程

～通所リハビリテーションサービス、介護予防通所リハビリテーションサービス～

(事業の目的)

第1条

社会医療法人寿量会が開設する通所リハビリテーションセンター清雅苑が行う指定通所リハビリテーション、指定介護予防通所リハビリテーションの事業（以下『事業』という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定通所リハビリテーション、指定介護予防通所リハビリテーション（以下『指定通所リハビリテーション』という）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

- 一、通所リハビリテーションセンター清雅苑の職員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法、言語聴覚療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持向上を行う。
- 二、事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携をはかり、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 三、事業の実施にあたっては、正当な理由なく指定通所リハビリテーションの提供を拒ばない。

(事業所の名称等)

第3条

事業を行う名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一、名 称 通所リハビリテーションセンター清雅苑
- 二、所在地 熊本市北区山室六丁目8番1号

(定員)

第4条

この事業所の利用定員は、140名とする。

(職員の定員)

第5条

この事業所の職種及び職員の定員は次のとおりとする。

管理者（施設長）1人、医師1.0人以上（常勤換算）、看護師、介護福祉士及び介護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、14人以上（常勤換算）、内理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、2人（常勤換算）以上

(管理者の責務及び職員の職務内容)

第6条

この事業所の職務内容は次のとおりとする。

- 一、管理者は事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定通所リハビリテーションの提供に当たるものとする。
- 二、医師は、利用者の健康管理、保健指導及び施設内診察に従事するとともに、多職種協働によるリハビリテーションマネジメントに関する業務に従事する。
- 三、理学療法士又は作業療法士、言語聴覚士は医師の指示のもと、多職種協働で利用者の心身機能、活動と参加にバランスよく働きかけ、自立支援、QOL向上に資するリハビリテーション業務に従事する。
- 四、看護師は、医師の指示に従い、多職種協働にて利用者の健康状態に応じた看護及び保健衛生、自立支援、QOL向上に資する日常生活の介護、及び相談、指導に従事する。
- 五、介護福祉士及び介護職員は、多職種協働で利用者の自立支援、QOL向上に資する介護、日常生活の相談、指導に従事する。

(営業時間)

第7条

通所リハビリテーション清雅苑の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 一、営業日 月曜日から土曜日、祝日 但し12月31日、1月1日、2日は除く
- 二、営業時間 午前8時30分～午後5時
- 三、時間外の対応については、個別に対応する。

(通所リハビリテーションの内容)

第8条

- 一、通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション（以下『通所リハビリテーション』という）の提供にあたり、医師の指示の下で通所リハビリテーションの計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するように行う。
- 二、通所リハビリテーションの提供にあたり、常に利用者の病状、心身の状況把握及びそのおかれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し、適切なサービスを提供する。
- 三、通所リハビリテーションの従業者は、診療又は運動機能検査、作業能力検査を基に、共同して、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した通所リハビリテーション計画、介護予防通所リハビリテーション計画（以下『通所リハビリテーション計画』という）を作成する。
- 四、医師等の従業者は、それぞれの利用者に応じた通所リハビリテーション計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容について説明を行う。
- 五、通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、既に居宅サービス計画、介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿ってリハビリテーション会議で検討し作成を行う。

(利用料その他の費用の額)

第9条

- 一、通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定通所リハビリテーション費、指定介護予防通所リハビリテーション費（以下『指定通所リハビリテーション費』という）が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額とする。
- 二、食事を提供した場合の食費として、次の額を請求する。
 1. 食事を提供した日 1回につき800円（食費）
- 三、前項の費用の支払をうける場合には、利用者またはその家族に対して、事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。
- 四、法定代理受領サービスに該当しない指定通所リハビリテーション費に関わる利用料の支払を受けた場合は、提供したサービスの内容、費用のその額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付を行う。

（通常の事業の実施地域）

第10条

熊本市全域と合志市・菊池郡の区域とする。

（サービスに当たっての留意事項）

第11条

- 一、通所リハビリテーションの提供を求められた場合は、その他の提示する介護保険被保険者証によって、被保険者の要介護認定等及び介護認定等の有効期間を確かめる。尚、介護保険被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、配慮して、サービスの提供に努める。
- 二、サービスの提供の開始に際し、要介護認定等を受けていない利用者申込者については、要介護認定等の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、利用者申込者の意向を踏まえて速やかに申請が行われるよう援助を行う。又、利用者のサービスの継続の必要に関し、要介護認定等の更新の申請が遅くとも利用者が受けている要介護認定等の有効期間が終了する三十日前には、なされるように必要な援助を行う。
- 三、サービスを提供した際には、通所リハビリテーションの提供日及び内容を記載する。

（記載の整備）

第12条

- 一、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録の整備を行う。
- 二、利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から五年間保存を行う。

（利益供与の禁止）

第13条

サービス利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させる代償として、金品その他の財産上の利益を供与しない。

(通所リハビリテーション計画の作成とリハビリテーション会議)

第14条

- 一、サービス提供担当者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、通所リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した通所リハビリテーション計画の作成を行う。
- 二、通所リハビリテーション計画は、既に居宅サービス計画、介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成を行う。
- 三、サービス提供担当者は、情報の収集及び、アセスメントの結果をもとにリハビリテーション会議を通じてリハビリテーション計画を作成し、利用者を選択したリハビリテーションマネジメントの種類に応じて、法令に定められた職種が利用者又はその家族に説明し同意をえる。サービス提供担当者は、リハビリテーション会議に参加できなかった構成員に対しその内容を伝達する。
- 四、サービス提供担当者は、計画作成後においても、当該計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該計画の変更を行う。
- 五、通所リハビリテーションセンター清雅苑はリハビリテーション会議を開催し、リハビリテーションに関する専門的な見地から、利用者の状況等に関する情報を以下の構成員と共有することに努める。リハビリテーション会議の構成員は利用者及びその家族を基本とし、サービス提供に関わる医師、介護支援専門員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、その他の職種とする。

(心身の状況の把握)

第15条

サービス提供に当たり、サービス担当者会議、リハビリテーション会議等を通じて利用者の心身の状況、その置かれている環境その他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用者等の把握に努める。

(居宅介護支援事業者等の連携)

第16条

- 一、サービス提供するに当たり居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者その他、保健利用サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努める。
- 二、サービス提供終了に際し、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、利用者に係わる居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス、又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(居宅サービス計画、介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供、居宅サービス等の変更の援助)

第17条

居宅サービス計画、介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った通所リハビリテーションサービスの提供を行う。又は、利用者が居宅サービス計画、介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者への連絡その他に必要な援助を行う。

(非常災害対策)

第18条

非常災害に備えて消防計画及び風水害・地震等の災害に対処するための具体的計画を策定し、年二回（内夜間一回）の定期的な防火及び消防設備の保守点検及び避難、救出、消火通報訓練を行う。

（衛生管理）

第19条

- 一、利用者の使用する施設、食器その他の設備・備品又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用品の管理を適正に行う。
- 二、感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
- 三、管理者は、従業員の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行い、衛生的な管理に努める。
- 四、管理栄養士、調理員等厨房職員は、毎月1回検便を行う。
- 五、定期的に害虫駆除を行う。
- 六、空調設備等の点検を定期的におこなうなどし、施設内の適温の確保に努める。

（身体の拘束等）

第20条

- 一、当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。
- 二、身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること
- 三、身体拘束の適正化のための指針を定め適正化の徹底を図る。
- 四、従業員に対し、身体拘束等の適正化のために研修を定期的実施する。

（褥瘡対策等）

第21条

当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第22条

当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当事業所は、利用者に対し必要な措置を行う。

（暴力団員等の排除）

第23条

当施設の開設者及び管理者は、熊本市暴力団排除条例（平成23年条例第94号）第2条第1号から第3号までに掲げる者であってはならない。

(外部評価等によるサービスの質の向上)

第24条

介護保険サービスの質を担保するため、また、利用者が介護保険サービス事業所を比較・検討して適切に選ぶために、熊本市が毎年定める計画に従って、年1回、インターネットによる公表を行う。公表内容は、基本情報、運営情報、その他の事業所の特色等を公表する。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第25条

当事業所は利用者の人権の擁護、虐待の防止のため次の措置を講じるものとする。

- 一、従業員の対する虐待を防止するための研修の実施を行う。
- 二、虐待の防止のための対策検討委員会を設置し定期的開催を行い、その結果は従業員に周知徹底する。
- 三、当事業所では「虐待防止対策のための指針」を定め適正化の徹底を行う。
- 四、その他虐待防止のために必要な措置を講ずる。

(職員の服務規律)

第26条

当事業所に勤務する職員は、関係法令及び諸規定を遵守するほか、服務に当たっては、常に次の事項を留意する。

- 一、利用者に対して、懇切丁寧な態度を失わないこと。
- 二、自己の責務は、誠意と責任をもってこれを行うこと。
- 三、お互いに協力して、能率の向上に心がけること。

(職員の勤務条件)

第27条

職員の勤務条件については、別に定める社会医療法人寿量会の就業規則によるものとする。

(職員の健康管理)

第28条

職員は、当法人が行う年1回の健康診断を受診する。但し、夜勤勤務に従事する者は、年間2回の健康診断を受診する。

(守秘義務・個人情報保護)

第29条

- 一、職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 二、職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容とする。
- 三、職員は、「個人情報保護に関する法律」の規定に従って、個人情報保護を遵守する。

(職員の質の確保)

第30条

職員の質的向上を図る為の研修の機会を定期的に設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(財務処理)

第31条

財務処理については、介護老人保健施設会計・経理準則に基づき、適正に処理を行う。

(業務継続計画の策定等)

第32条

一 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対して通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

二 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

三 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に関する事項)

第33条 当事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じる。（新型コロナウイルス感染症等を含む）

一、本事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

二、本事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための指針を整備する。

三、本事業所において、従業員に対し、感染症の予防及び蔓延の防止のための研修並びに感染症の予防およびまん延の防止のための訓練を定期的実施する。

(従業員の就業環境の確保について～パワハラ・セクハラ防止～)

第34条

本事業所は適切なサービスを提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的關係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業員の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

(その他運営に関する重要事項)

第35条

一、通所リハビリテーションセンター清雅苑は、従業員の質的向上を図る為の研修の機会を定期的に設けるものとし、また、業務体制を整備する。

二、従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持し、又、「個人情報保護の法律」に従って個人情報保護を遵守する。

三、従業者であった者に、業務上知得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなつた後においても、これらの秘密を保持する。

四、この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会医療法人寿量会と通所リハビリテーション清雅苑の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、平成12年4月1日から施行する。

この規定は、平成12年6月10日から施行する。(定員70名→90名)

この規定は、平成12年11月1日から施行する。(定員90名→100名)

この規定は、平成13年12月1日から施行する。(定員100名→110名)

この規定は、平成15年11月1日から施行する。(定員110名→140名)

この規定は、平成17年10月1日から施行する。

この規定は、平成18年4月1日から施行する。

この規定は、平成21年4月1日から施行する。

この規定は、平成24年5月15日から施行する。

この規定は、平成25年1月1日から施行する。

この規定は、平成27年4月1日から施行する。

この規定は、平成30年4月1日から施行する。

この規定は、令和元年10月1日から施行する。

この規定は、令和元年12月1日から施行する。

この規定は、令和3年4月8日から施行する。

この規定は、令和5年1月1日から施行する。

この規定は、令和5年4月1日から施行する。

この規定は、令和6年4月1日から施行する。

この規定は、令和7年4月1日から施行する。